

中津川市監査委員公告第6号

平成30年7月19日付けで中津川市在住●●●●氏から請求のあった、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年9月13日

中津川市監査委員 鷹見 幸久
中津川市監査委員 櫛松 直子

第1 請求書の受理

本件請求は、平成30年7月19日に提出された。請求は、法の所定の形式要件を具備しているものと認め、平成30年8月2日付けでこれを受理した。

請求人から提出された事実証明書

- ・ 支出命令兼支出負担行為決議書の写し（平成29年度全期分）
- ・ 各分団支給額明細の写し（平成29年度全期分）
- ・ 平成29年度消防団手当（支給額積算書）の写し（平成29年度全期分）
- ・ 公文書不存在通知書の写し
- ・ H30.6.25 付け聞き取りメモの写し（警報発令時の市職員兼消防団員の状況）
- ・ 出動記録簿補足説明メモ
- ・ 中津川市消防団条例（抜粋）、中津川市消防団員旅費支給規則の写し
- ・ 中津川市消防団条例別表の手当に関する運用基準の写し
- ・ 市議会総務企画委員会の会議録（抜粋）（平成29年6月20日、平成30年3月13日）
- ・ 平成29年度の警報発令記録の写し
- ・ 出動記録簿等の写し

第2 請求の趣旨

中津川市職員措置請求書に記載されている事項、請求人が提出した証拠書面及び陳述の内容を勘案して、請求の趣旨を次のように解した。

中津川市消防団条例（以下、「消防団条例」という。）第17条及び中津川市消防団条例別表の手当てに関する運用基準（以下、「運用基準」という）によると消防団員の出動手当は、1日1,100円、半日（4時間未満の訓練、警戒）550円とされている。

中津川市は、平成29年7月5日（1/4期分）、平成29年11月8日（2/4期分）、平成30年2月9日（3/4期分）、平成30年4月24日（4/4期分）に起票した支出命令書により、消防団員報酬として76,624,939円の支払いをしている。その内の36,828,000円を出動、訓練、警戒手当（以下、「出動手当」という。）として支払っているが、支出命令書の出動手当の積算根拠を示す添付書類（消防本部警防課作成）は、出動記録簿の出動回数と異なる内容で作成されており、市が消防団に対して支払った出動手当は過払いとなっている。

各分団の出動記録簿から出動手当を算出すると、団本部481,800円未払い、女性消防隊258,500円過払い、消防音楽隊432,850円未払い、ラッパ隊31,900円未払い、中津分団866,850円未払い、苗木分団101,750円未払い、坂本分団359,250円未払い、落合分団669,900円過払い、阿木分団449,350円未払い、神坂分団404,800円過払い、山口分団589,050円過払い、坂下分団1,040,600円過払い、川上分団481,800円過払い、加子母分団459,250円過払い、付知分

団 1,786,950 円過払い、福岡分団 34,100 円未払い、蛭川分団 668,800 円過払いで、合計 3,601,800 円を市が払い過ぎている。消防団又は消防団員に対して、過払いとなっている分を市に対して返金することを求める。

第3 監査の実施

監査に当たっては、関係調書の収集及び事実関係の調査を行ったほか、監査対象部局からその内容について説明を聴取した。

1 監査対象部局

消防団関連業務を所管する消防本部警防課（以下、「警防課」という）

2 監査対象事項

平成 29 年度分の消防団員の出動手当について、市が消防団に払い過ぎているという事実があるかどうかを監査対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 30 年 8 月 9 日に請求の要旨に係る補足事項について、請求人から陳述を受けた。

また、新たな証拠書類の提出があった。

請求人から提出された証拠書類

- ・公文書不存在通知書 1 通（中消警第 204 号）の写し
- ・平成 30 年 1 月 12 日付けの質問メールに対する警防課の回答

4 関係職員からの事情聴取及び証拠の提出

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、警防課に対し関係書類の提出を求め、平成 30 年 8 月 9 日に関係職員である警防課警防官及び警防課係長から、事情聴取をした。また、中津川市長から弁明書、証拠書類及び関係書類の提出があった。

更に、8 月 28 日に警防課長及び警防課係長から、9 月 4 日に消防長、消防次長、警防課長、警防課係長から事情聴取に関する補足説明を受けた。

第4 監査の結果

1 主文

中津川市長に対し、平成 30 年 10 月 31 日までに、中津川市消防団に出動手当過払い金 2,951,300 円の返還請求をするよう勧告する。

2 理由

請求人は、平成 29 年度に消防団員に支払われた出動手当について、消防団条例第 17 条及び運用基準に基づいて、出動記録簿に記載された日数から算出される金額を超える出動手当を支払っているのは違法又は不当な支出であり、

消防団又は消防団員に対する過払い分を市へ返還すべきであると主張している。

これに対して警防課は、消防団全体の実際の出動日数は出動手当額の算出根拠となった日数を超えており、過払いはないと主張している。請求人の主張との最大の相違点は、警報発令時の消防団員の自宅待機についての取り扱いである。警防課は、警報発令時に際しては消防団長の命令により全ての消防団員が自宅待機すべきこととなるため、手当の支給対象に含めている。

一方、請求人は警報発令による自宅待機については、出動記録簿への記録がなく、待機をしたという証拠となるものがないことから、消防団業務に従事しているとはいえ、出動手当の対象とすることは不当であると指摘している。本件監査においては、警報発令時の自宅待機分に対する出動手当の支給に正当性があるかを検証した。

その結果、請求人の主張のとおり、平成 29 年度の警報発令時において、消防団員が自宅待機をしていることを証明できる明確な資料は確認できなかった。実際に自宅待機をした消防団員がいたとしても、それを証明する証拠書類が提示されない限り、出動手当を支給することは不適當であると解する。

出動手当の過払い分の金額については、請求人が集計した金額は、一定の精度が認められるものの、個人的見解と思われる部分も散見されるため、警防課から提出された出動記録簿の精査と条例及び運用基準に基づいた出動手当の金額の再集計を行った。その結果、本来市が消防団に対して支払うべき出動手当の金額は、33,546,700 円であると認定した。平成 29 年度に支払われた出動手当額（36,498,000 円）は、この認定した金額を上回っており、消防団に対して過払い 2,951,300 円が生じていることが認められた。

したがって、本件請求には理由があるものと認め、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により主文のとおり決定する。